第8表 株式保有特定会社の株式の価額の計算明細書(続)

会社名

双引引				相続税評価額による純資産価額 (第5表の⑤の金額)				課税時期現在の株式及び出資の価額の合計額(第5表の④の金額)					差	(①-②)	引		
易のな				1			千円	2				千円	3			千円	
取引相場のない株式(出資)				ф		質による純資産価額 5表の⑥の金額)			****		種額の合計額 (赤)の金額)			差	(4-5)	<u>3</u> 1	
		純 資 産 価 客		④ 千円				(5)	⑤ 千円				6			千円	
の評価明細書		相続税評価額)		評価差額に相当する金額				評価差額に対する法人税額等相当額									
が囲書し	1.	の fl	多正計算	(③-⑥) (⑦× 429							42%)	千円	(† 9	目続税評価	西額) ————	(③-⑧)	
	S 1										111						
	の								課税時期現在の修正後の1株当たりの 純資産価額(相続税評価額)(⑨÷⑩)				(注) ②及び⑦の金額に転換社債に 係る金額が含まれている場合に は、その金額を除いて計算しま				
		100		10			株	11)				円		す。 す。	立領で (赤い)	(可弁()な	
	金	1 株	当たりの Sı	修正後の類似業種比準価額 の金額 (第7表の②、③又は③の金額				修正後の1株当たりの純資産価額 (相続税評価額) (⑪の金額)									
	額	の計算の基となる金			金額				円 ⑬ F			円					
	(続)		区分		1 株当たりのS1の金額の算定方法									1株当たりのSгの金額			
		1 株	大会社の	12のま	を額と①	③の金額とのいずれか低い方の金額 がないときは⑫の金額)								(4)		円	
		株当たりの	Siの金額	(30	D記載が												
		S ₁ の全	中会社の (型と) 低い		と③とのいずれか Lの割合 ③の金額 Lの割合 い方の金額								15		円		
		Sの金額の計算	Siの金額			円× 0.					円×(1-0.						
		「一」 小会社の 130			の金額と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額 と③とのいずれか低い方の金額 ③の金額									16		円	
			Siの金額	(円×050) + (円×050) =								円					
	2.	課 ひ (税時期現在 が出資の価額 相続税評価額 第5表のご) 口可能				差額に相当する金額				価 ⑨の評価差額に対する 法人税額等相当額 (⑩×42%)			当額		
	S ₂					(B) T				19			千円	20		千円	
	の	9	2の純資産価	類相 4 類 新 # # # # # # # # # # # # # # # # # #			ナルギ	2 4= 3		S 2 の 金 額							
	金	3	(①-②		可只	課税時期現在の発 開 株式数			4	5 2 00 並 (②)÷②)						金額に転換社 が含まれてい	
	額	21)		22	株			3			円	る場合には、その金額を除 いて計算します。					
	3 .	株式作	保有特定会社	1株当たりの純資産価額(第 5表の ①の金額(第 5表の②の金額がある ときはその金額))				Ş	Snの金額とS2の金額との合計額 (個、⑮又は⑯+ሬ૭)				株式保有特定会社の株式の価額 (②と③とのいずれか低い方の金額)				
		の株芸	式の価額	24	29 円 ⑤ 円							28 円					